

<(安田賞)受賞論文>「所有関係」の社会史：入 浜権が問うもの

著者	地道 優樹
雑誌名	関西学院大学社会学部紀要
号	129
ページ	101-114
発行年	2018-10-31
URL	http://hdl.handle.net/10236/00027394

(安田賞) 受賞論文

「所有関係」の社会史

——入浜権が問うもの——

地 道 優 樹

第1章 はじめに

1.1. 問題の所在

いつの時代も人は自然を「所有」している。はるか昔の古代から、私たちが生きる現代まで、人は常に周囲の環境と「所有関係」を結びながら、社会を形成してきた。そして社会がより高度に、そしてより複雑になるにつれて、社会の所有を巡るシステムもより複雑になっていった。特に現代社会においては、この所有を巡るシステムはあまりにも複雑で、何がどうなっているのか、簡単には把握する事が出来ない。例えば私は「水」を飲むために毎月水道代を払っているが、このお金はどこにいくのだろうか。お金を払っているということは、元々私が飲んでいる「水」は誰かのものなのだろうか。このように考えていくと社会にはあらゆるものに「所有者」がいるという事に気付く。普段はあまり意識しないが、社会には所有者をはっきりさせ、所有者に所有の権利を与える〈システム〉が成り立っているのである。この〈システム〉があるおかげで、私たちは誰かと対立する事なく、「これは私のものだ」と主張し、好きなようにものを所有し、利用し、処分する事が出来るのである。

ところが、現代においてこの社会の〈所有のシステム〉に問題がある事が分かってきた。一例を挙げよう。2014年に沖縄県の辺野古では、米軍普天間基地移設によって周辺の海が埋め立てられる事が決定された。それに対して美しい海を守ろうと、多くの地域住民が反対運動を起こした。しかし政府の圧力の前に彼らは無力であり、結局政府によって基地移設は決定された。それに伴って関係者に対しては「補償」がなされる事となった

が、地域の漁業者には約2000万円の補償がなされた一方で、海と長年親しんできた地域住民には一銭の補償もなされることはなかった。その理由は簡単で、すなわち漁業者は「漁業権」を持っていたのに対して、周辺住民は海になんの権利も持っていなかったからである。補償は「権利」を持っていなければ受けられないのである。

ここには大きな問題がある。それは単に、補償の非対称性という問題だけではなく、すなわち「海は誰のものか」という所有をめぐる問題である。現行法では漁業権者にのみ埋め立ての補償がなされることになるが、ということはこの場合、海は「漁業者のもの」だったということになるのだろうか。そして補償がなされなかったということは、海は「地域住民のもの」ではなかったということになるのだろうか。であるならば、海を大切に思い、海とともに暮らしてきた地域住民の気持ちはどこに持っていけばいいのだろうか。

同じようなことを山という空間で考えてみてほしい。開発業者によって山の木々が伐採されて、豊かな自然が失われたとする。この場合、地域で山を大切に思ってきた人たちには何も言う権利がないのだろうか。であるならば、山の豊かな自然、花鳥風月を奪われてしまった地域の人々の気持ちはどこに持っていけばいいのだろうか。

このように本来「みんなのもの」であるはずの空間が「誰か」によって奪われて私的に利用され、大切なものが失われてしまうという構造を、今の社会の所有のシステムでは解決できていない。海、山、河、林、原野、湖、沼、空のような本来「みんなのもの」であるべき空間は多い。それらを法的な規制だけで守っていこうとしても、「所有権を持っているからその空間では何をしてもいいはずだ」という論理が成り立っているうち

は根本的な解決には至っていない。このような空間を守り、環境を保全して次世代にまで残していくためには、もっと積極的に「みんなのもの」である状態を可能とするような「所有のあり方」を社会の中に構築しなければならないのである。

本稿の目的は、このような「みんなのもの」を社会の中で成り立たせることができるような「新しい所有のあり方」を再検討することにある。その過程で私たちは、「所有権を持っているからその範囲では何をしてもいいはずだ」という〈私的所有の論理〉や、「公共用物は国が管理するものであって国民にそれを利用する権利はない」という〈公的所有の論理〉とぶつかることになる。現代社会では〈私的所有〉と〈公的所有〉の二つの所有形態による、「所有の二元化」が進行しているため、「みんなのもの」を守るためには、従来の近代的な「所有のあり方」を転換し、新しい時代にふさわしい「所有のあり方」を構築しなければならない。

この新しい「所有のあり方」を構築するために私が鍵だと考えているのが「入浜権」という権利概念である。「入浜権」は約40年前に兵庫県高砂市で誕生した「海はみんなのもの」を実現しようとする権利概念である。「入浜権」は、辞書では「海浜や海岸に自由に立ち入り、魚介類の採取や海水浴など自然の恩恵を享受できる権利」と定義されているが、私にはどうしてもこの権利概念がそれ以上の「何か」を含んでいるように思われてならなかった。本稿では「所有」「コモンズ」という二つの視点からそれらを明らかにし、入浜権が果たして現代社会において何を問うているか、そして何をもたらすことができるのか、ということについて述べていきたい。

1.2. 研究方法

本稿の目的は、現代社会の中で「みんなのもの」であるはずの自然環境を「みんなのもの」として成立させることができるような「新しい所有の仕組み」を構築する、という一点に集約できる。それは〈私的所有〉と〈公的所有〉の二元化によって、現代社会の中で失われてしまった〈共

的所有〉を、どのようにすれば社会で成り立たせることができるのか、という問いでもある。そしてこの問いに対する一つの答えが「入浜権」という権利概念の中に潜在的に秘められているという仮説に基づいて、これらを分析していこうとするのが本稿の流れとなる。

そのため第一に、「日本において人と自然がどのような所有関係を築いてきたか」、「そこにどのような所有の仕組みがあったのか」、という歴史的な観点からの理解が必要となる。本稿では第2章で、古代から近代以降の現在に至るまでの社会を「所有関係」という視点から分析し、社会史という形でまとめている。第二に、入浜権が誕生するまでの社会背景の理解が重要となる。どのような社会的文脈の中で「入浜権」という権利概念が誕生したのか。そして現代の社会がどのような問題を抱えていて、それらがどのようにして「入浜権」につながっていくのか。そこには「公害」というもう一つの重要なキーワードがある。これらを第3章では「入浜権誕生まで」という形でまとめている。最後に、「入浜権」という権利概念自体がどのように誕生したのか、入浜権というものをめぐってどのような裁判が行われ、どのような法的な議論がなされてきたのか、そして入浜権をめぐる状況は現在どうなっているのかを第4章でまとめている。これらについて述べた上で、最後に『入浜権が問うもの』という形で、入浜権研究の中で見えてきた現代社会の問題と、本稿の目的である〈共的所有〉の社会的構築について論じていく。なお本稿は社会学部紀要の字数上の関係から卒業論文の第4章の一部のみで構成されている¹⁾。

第4章 入浜権が問うもの

4.1. 兵庫県高砂市の公害問題

入浜権という権利が誕生したのは兵庫県高砂市においてである。高砂は古来、「高砂やこの浦船に帆をあげて」という観世流2代目、世阿弥元清の謡曲で知られる松の名所で、江戸時代には姫路藩の倉屋敷の町、海運通商の町として栄えた。明

1) 本稿は社会学部紀要の字数上の関係から第4章の一部のみで構成されている。

治 20 年代に始められた「高砂海水浴場」は大正から昭和にかけて大きく賑わい、潮干狩りができる海として神戸市付近からも多くの人が高砂で潮干狩りに訪れた。

しかし、1950 年に全国総合開発法が制定され、高砂の海は失われていく。1955 年高砂市は工場誘致条例を施行し、1957 年に播磨臨海工業地帯に指定された。それに伴って 1961 年 7 月から複数の企業が埋め立てを開始。東部埋立地 62 万 6 千平方キロメートルを鐘淵化学と武田薬品、中部埋立地 61 万 9 千平方キロメートルを三菱重工、西部埋立地 76 万 4 千平方キロメートルを神戸製鋼、伊保埋立地 59 万 8 千平方キロメートルを関西電力と電源開発の発電所、がそれぞれ海を埋め立てた。合計で 261 万平方キロメートル、直線距離で 5km の砂浜のほとんどが埋め立てられた。埋め立て後、PCB ヘドロの影響により高砂西港は立ち入り禁止となり、高砂全域の学校では海で泳ぐことができなくなったため、水泳の授業が行われなくなった。コンビナート建設による地域への経済波及効果はなく、市は財政難のため学校にプールを新設することも出来なかった。1973 年には高砂本港に排出されたヘドロを「公害を告発する高砂市民の会」が採取し、京都大学の検査で水俣湾を上回る水銀 372 PPM が検出された。高砂でも本格的に公害が顕在化したのである。

4.2. 入浜権の誕生と裁判での否決

海浜の埋め立てに対して高砂では住民運動が展開されていくことになるが、全国においても海浜の埋め立てに対する住民運動は展開され始めていた。1967 年には千葉県の新浜を守る会の運動や、1972 年の福岡県豊前市の明神海岸埋立てに対する反対運動、などが起こっている。

初期の高砂の海浜埋め立て反対運動においては「入浜権」という言葉は使われておらず、入浜権が最初に着想されたのは 1973 年 11 月の「公害を告発する高砂市民の会」主催の緑地問題研究会においてである。同年 12 月に入浜権という言葉を使って埋立地に遊歩道をつけることを住民が高砂市に求めた時であり、これが「入浜権」の初出となる。そして 1975 年 2 月の「海を生かしコンビナートを拒否する東京集会」において「入浜権宣

言」が出され、この中で入浜権とは何かが明確に示された。「入浜権宣言」は以下のような文言である。

古来、海は万民のものであり、浜辺に出て散歩し、景観を楽しみ、魚を釣り、泳ぎ、あるいは汐を汲み、流木を集め、貝を掘り、ノリを摘むなど生活の糧を得ることは、地域住民の保有する法以前の権利であった。また海岸の防風林には入会権も存在していたかと思われる。われわれはこれらを含め、入浜権と名付けよう。今日、憲法が保証するよい環境のもとで生活できる国民の権利の重要な部分として、入浜権は侵されてはならないものだと考える。しかるに近年、高度成長政策のもとにコンビナート化が進められ、日本各地の海岸は埋め立てられ、自然が大きく破壊されると共に、埋立地の水際に至るまで企業に占拠されて、住民の入浜権は完全に侵害されるに至った。多くの公害もまたここから発している。われわれは公害を絶滅し、自然環境を破壊から守り、あるいは自然を回復させる運動の一環として、入浜権を保有することをここに宣言する。

この入浜権宣言を受けて 1976 年に神戸弁護士会の有志が「入浜権研究法律家グループ」を結成。同年 5 月には「日本土地法学会」でも「入浜権」が議論された。この日本土地法学会の議論は後で詳しく取り上げる。同年 8 月には「第一回入浜権シンポジウム」が神戸で開催。その中で「公有水面埋立法を廃止し、海浜保全基本法を制定せよ」という提言が決議された。1977 年 8 月には「第二回入浜権シンポジウム」が開催され、英国のナショナルトラスト運動にならって、住民の基金によって海岸線を買取り、保存する計画の検討がなされた。1978 年には姫路 LNG 基地埋立反対訴訟、西宮甲子園浜埋立公害訴訟、四日市入浜権を取り戻す会の運動、などが相次いで起こり、入浜権的な内容が裁判で争われた。しかし 1978 年 5 月 29 日の愛媛県長浜の海水浴場訴訟における長浜判決で入浜権は初めて明確に否決された。

4.3. 長浜判決と公共信託宣言

本節では、「入浜権」が法的にどのように扱わ

れてきたか、という点について見ていく。「入浜権」という言葉が初めて法廷に持ち込まれたのが前節の愛媛県長浜の海水浴場訴訟である。愛媛県長浜町では、1974年に海水浴場によって漁港が狭くなったことを理由に、行政によって漁港の築造計画が推進されていた。これに対して同町住民は築造計画の違法性を指摘して築造の差止めを要求する監査請求（地方自治法242条）を行った。しかし、同年の5月に同町監査委員は、「差止め請求の対象たる事実がない」との理由によって請求を却下した。これを受けて7月、同町住民二人が代表して長浜町長を被告として、漁港築造の差止めを求める本件住民訴訟を提起した（真鍋1982）。

その際に住民二人は、全国で展開され始めていた環境権訴訟や、1975年の入浜権宣言の影響を受けて、主張の中に「入浜権」という文言を取り入れた。1975年10月16日第七回口頭弁論では「長年当該海岸付近の住民として、海岸及び海岸付近の海面を利用する慣行上有する入浜権に基づき、同海水浴場を現状において利用し、その景観美を享受する権利を有する」と主張した。この訴えに対して1978年5月29日に松山地方裁判所は以下のような判示を下す。

一般に、海水浴場たる一定の海岸及び海面は、国が管理する自然公物であって、付近住民等において海水浴をなすのは、国がその利用を許していること（禁止しないこと）の反射的效果であって、付近住民等が海水浴をなす権利を有するによるのではない。

ここでは入浜権が「地域住民として慣行上海を利用してきた」ことに基づいて、「海を利用し、景観美を享受する権利がある」として主張されている点に注目したい。それに対して長浜判決では海を「国が管理する自然公物」とであると位置づけて、住民が海を使用する権利は「国が許しているから」と判示されている。つまり海は「国のもの」であって、住民が海に対してその権利を持つものではない、とされたのである。あくまで海は国の管理の範囲内で住民が利用できるのであって、住民が環境を享受できるのはその「反射的効

果」であるとされた。真鍋（1982）は、「この裁判は「入浜権」の権利性について裁判所が判断を示した初めての本格的なケースであったが、入浜権は本裁判において否決された。この判決は「自然公物論」「反射的利益論」に基づいて地域住民の海浜利用の権利性を一切否定したところにその特徴があり、疑問の残る点である」と述べている。

3章でも述べたように海は「公共用物」であって、海はその中の「自然公物」とされる。この「公共用物」は「自由使用」することができる。自由使用とは「他人の使用を妨げない範囲での使用」である。つまり、海は「他人の使用を妨げない範囲で使用」することができ、例えば海水浴や景観美を楽しむといったことができるわけであるが、この自由使用はあくまで「国が許す範囲」においての自由使用である、ということが長浜判決では述べられたのである。要するに、自由使用に「権利」はないものとされたのである。

この長浜判決について議論するべく1978年、「第三回入浜権シンポジウム」が開催された。シンポジウムでは、「海辺は国民の共有財産であり、国民が国に対してその正当な管理を信託したものである。それ故に国はこれに応じて海岸を平等かつ自由に使用することを保障し、適正な管理を義務づけられている」とする「公共信託宣言」がなされた。

この公共信託宣言は「公共用物」の所有の主体は誰か、ということを問いかけている。

すなわち海が「公共用物」、すなわち「みんなのもの」であることは正しい、としながらもその公共用物の利用が国の管理による「反射的效果」であることに対して異を唱えている。つまり「海」とは本来一人一人によって共有された「公共財産」であって、それは古来続く民俗文化にも示されているとし、海の所有の第一の主体は「国民」としてしたのである。国は国民の共有財産である海を「信託」されているのであって、その平等かつ自由な使用の保証、そのための適正な管理を「義務」としている。この考え方の転換はすなわち、〈国→国民〉ではなく、〈国民→国〉への公物の所有の図式の転換であった。

しかし、入浜権をめぐる裁判で「入浜権」が直

接認められることはなかった。この時期に争われた「入浜権」をめぐる訴訟は長浜訴訟以外に、1) 土井町屎尿処理場建設禁止仮処分事件と2) 豊前火力発電所操業差止請求事件、などがある。

後藤(1987)は1)を「入浜権を正面から主張したが、弱いながらも積極的な権利性を認めようとした判決として注目できる」、2)を「原告主張の入浜権の内容をなす事実をすべて環境権の主張として集約し、環境権は実定法上の根拠を欠き、私法的救済の具体的権利としては不明確だと訴えを却下した」と要約している。特に2)では入浜権を「環境権」としてまとめ争われているが、環境権の法的根拠がないという理由で、入浜権が否定されている。後藤(1987)は「差止訴訟を通じてみる入浜権については裁判所の判断は一定の方向性をもつに至ってはいない」と述べている。

しかし一連の入浜権運動を受けて、1977年8月に高砂市は「基本構想」を発表する。この基本構想の中では「とくに、臨海都市『高砂』として市民が自然に接し、楽しむことができる海辺の確保につとめる(1977年8月高砂市総合計画)」という文言が取り入れられた。「住民運動」という観点から見ると、入浜権運動は地域の行政の方針を転換させ、一定の成果をあげたといえる。ただし上記の文言は2010年の高砂市第4次総合計画から削除されている。同時に権利としての入浜権も現在までに認められた判決は存在しない。

このように入浜権はその理念性においては、非常に大きな価値的転換をもたらすに至ったものの、その法的構成の曖昧さに問題を抱えていた。入浜権とはどのような権利であるのか、ということが明確にされていないことは訴訟の観点から見ると問題であり、その曖昧さは3章で取り上げた「環境権」も同様に問題とするところである。

次節ではこの入浜権の法的構成をめぐってどのような議論がなされてきたのか、という点に着目する。1976年に日本土地法学会によって、この入浜権の法的構成について議論がなされている。この中でなされた議論を整理し、入浜権が示す「新しい所有関係」について論じる事に繋げたい。

4.4. 入浜権の法的構成

1976年に「海浜地の埋立てをめぐる法律問題」についてのシンポジウムが開催され、その中で入浜権の法的構成についての議論があった。これは高崎裕士氏の入浜権宣言から1年後の事であった。入浜権宣言によって理念として確立された「入浜権」であったが、その法律上の構成に曖昧な部分が多く、シンポジウムではこれら曖昧な部分をどのように考えるかという議論がなされた。この議論の様子は日本土地法学会によって座談形式でまとめられ、「近代的土地所有権・入浜権」という書籍として有斐閣から出版されている。本節ではこれらのシンポジウムの中で議論されたことの整理と、その考察を行っていく。

なおシンポジウムの参加者は、阿部泰隆、篠塚昭次、田中唯文、玉野井芳朗、宮本憲一、山村恒年、高崎裕士、村上彰男、石井紫郎、村上淳一、佐藤誠三郎、黒木三郎、星野英一、小林三衛、中尾英俊、辻惇夫、真砂泰輔、水辺芳朗、水津正臣、宇治田一也、好美清光、潮海一雄、沢井裕、である。

4.4.1. 入浜権とはどのような権利か

ブリタニカ国際大百科事典によると、入浜権は「海浜や海岸に自由に立ち入り、魚介類の採取や海水浴など自然の恩恵を享受できる権利」と定義されている。田中は、「海浜」を浜辺、干潟、海岸、沿海、湖沼などの総称として捉え、河川や湖沼まで含めても良いのではないかと提案している(「近代的土地所有権・入浜権」:166)。すなわち、ここでは「自然のよき環境を享受する権利」として入浜権は考えられている。

「入浜権宣言」冒頭では、例えば海浜に出て散策したり、景観を楽しんだり、魚を釣ったり、泳いだり、流木を集める、貝を掘る、ノリを摘む、などを権利内容として想定している。田中はこれらを踏まえた上で、海浜を談話、交歓、憩いの場、生活の糧を供してくれる場、農業生産の場、祭りの場、レクリエーションの場、として多面的に高度に利用する住民の権利、として「入浜権」を考えることを提案している。また、入浜権は、陸から海岸に通じる道路や通路の立ち入り通行権を属性として持っているのではないかとし、従って海浜までの他人の土地についても「入浜権」で

もって立ち入り通行することが出来るとしている。この点に関して中尾は、入浜権は地役権的な性格を持つのではないかと述べている。地役権とは、自分の土地にとって都合のいい様に他人の土地を利用できる権利である。この場合、入浜権には「他人の私権を制限する」性格がある、ということになる。田中は、入会権的な権利、公物の自由使用権などを包含する権利として入浜権を考えたい、と述べている。

4.4.2. 入浜権と万民権

山村は、入浜権と「万民権」の類似性を指摘している。スウェーデンなどの北欧においては「The right of Common Access」という権利が認められている。これは、すべての者の自然への権利、いわゆる「万人権」と訳される。すべての人間が自然に対して権利を持っており、これは海岸だけに限らない。また「万人権」は実定法に認められたものではなく、慣習法として、昔から受け継がれてきた権利であるという点にも特徴がある。

「万人権」は他人の土地であっても、自由に立ち入って、花を摘み、休息する権利があるとされ、他人の所有の絶対性を否定する性格を持つ。ただし他人の所有をむやみに否定するものではなく、権利の内容としての制約もある。

嶋田、斎藤、三俣の「スウェーデン・ノルウェー・フィンランドにおける万人権の制度比較－重層的な自然資源利用のあり方をめぐって－」では、「万人権」は人々のエコロジー思想や環境問題の知覚に繋がっていることが分かった、としている。また、「一つの土地に、土地所有権とは別の権利が存在するという自然資源の重層的な利用制度」を万人権が創り出している点に触れ、多様な人と自然の関わりを生み出す権利として、「日本の環境政策や森林政策を考える上で参考となる部分を含んでいる」としている。

山村の、万民権と入浜権の類似性の指摘に対して、阿部は「万人権は単に公物の一般使用を認めただけではないのか」という旨の発問をしている。これに対して山村は、万人権は英米における「コモンロー」の様なものであると述べている。そして「慣習」として形成されてきた権利であるため、実定法でこれを根拠に訴訟を起こす事例が

少ないことについて指摘している。しかし、潜在的な慣習上の権利が行政法の立法の根拠となっている点に着目し、そこから実定法を生み出して、訴訟で争うことは出来る、としている。

入浜権を万民権的なものとして想定するならば、入浜権は「慣習上の権利」として位置付けられることになるが、この点に関してはこれ以上の議論はなされていない。

4.4.3. 入浜権の主体

「入浜権」の権利主体は誰なのか、という問題がある。入浜権宣言の「古来海は万民のものであった」という文言にも見られる様に、入浜権はその理念として「海はみんなのもの」であることを宣言した権利である。田中は、「地域住民、後背地住民、さらに現在の様に交通機関が発達した状況、かつ埋め立てによってよい環境がだんだん減って遠いところまで潮干狩りに行かなければならんというふうなことから考えますと、もっと広がってもいいんじゃないか（同上：168）」と述べている。これに対して小林は、入浜権は権利の主体を絞れないのではないかと、として入浜権の主体は「不特定多数」なのではないかとしている。

ここで重要だと思われるのは入浜権が「特定の誰か」に対して与えられる権利とは想定されていないという点である。前述の長浜訴訟においては「地域住民として慣行上海を利用してきた」ことに基づいて、「海を利用し、景観美を享受する権利がある」と「入浜権」が主張されている。しかし、もしこの論拠に基づいて入浜権が構成されるのであれば、入浜権は「海を慣行上利用してきた地域住民」にのみ認められるということになってしまう。

これに対して小林は、入浜権を憲法25条の「生存権」に基づいて位置付け、「国民の権利」として入浜権を構成するべきではないかと述べている。入浜権をどの様に法的に根拠づけていくか、という議論を次節では整理していく。

4.4.4. 入浜権の法的根拠

田中は、入浜権の性質としては環境権の一つであり、憲法25条、憲法13条を根拠とする基本的人権の一つである、としている。小林は入浜権を個別的环境権として位置付けるのであれば、憲法25条の生存権から位置付けていくべきではない

かとしている。

一方で、宮本は「シビルミニマム」という点から入浜権を確立できないか、という旨の意見を述べている。シビルミニマムとは「都市化社会、都市型社会において、市民が生活していくのに最低限必要な生活基準」のことである。すなわちこの「市民が生活していくのに最低限必要な生活基準」の中に環境を含めることによって、環境保全を実現出来るのではないかと宮本は述べているのである。宮本は「我が国は海洋国家であるから、海洋国家としてどういう海洋を住民の生活の一部として保証するかということを経まなければならないのではないか（同上：224）」としている。また一方で宮本は入浜権を生存権に基づく「抵抗権」としても捉えられるのではないかとしている。この場合、入浜権は土地所有権や土地利用権を制限するものとして捉えられる、と宮本は述べている。

4.4.5. 入浜権は公権か私権か

入浜権を法的に位置づけるに当たって、入浜権は公権か私権かという議論もなされている。田中は、入浜権を「公権」ではないかとした上で、「島国の日本人にとって、海と人間との関わり、というのは民俗学的にも非常に重要であるため、道路や公園とは比較にならない。入浜権は道路、公園の自由使用権よりも権利性というのは高度ではないか（同上：167）」としている。一方で阿部は、入浜権に私権を認めるかどうか論点である、と述べている。水辺はこれに対して、仮に入浜権に私権を認めるのであれば、海浜周辺の土地の私権とぶつかるために、入浜権と土地の私権の調整が必要であるとした。またその場合には、私権と公権の対立ということになるのであれば、民事訴訟でこれを取り扱えるとしている。

前節では入浜権を環境権として構成するべきではないかという議論に触れたが、もし入浜権を環境権として扱うのであれば、環境権の私権的性格と公権的性格に準じることになる。3章で述べたように、環境権の法的な性格は社会権と自由権の二つの性格を併せ持っていると言われる。これに従う形で入浜権も公権であると同時に私権であるというような法的構成がなされるのではないだろうか。シンポジウムでは星野が、入浜権の法的性格

について公私の両面を持っているべきではないか、という旨を述べている。入浜権を特定の個人の私権として認めるべきなのか、という議論は今後の課題であり、それは環境権も全く同じくする所ではないだろうか。

またそれらを考えるにあたっては入浜権の持っている理念性を理解する必要があると思われる。次節では入浜権の理念とその目的についての議論を整理していく。

4.4.6. 入浜権の理念と目的

入浜権は繰り返し述べてきた様に、「海はみんなのもの」を目指すという理念から誕生した。狭義に捉えれば「環境保全」をその目的としていると考えられるが、入浜権宣言の起草者である高崎裕士はシンポジウムの中で、入浜権運動の積極的意義について述べている。高崎はまず、一連の入浜権運動を「釣り場や遊歩道を設置すればいいという運動ではなく（同上：188）」、「これはむしろ高砂の様に海を失ってしまったところの変則的な運動（同上：188）」であるとしている。高崎は「全国に残っている美しい海岸というのは、祖先が残してくれた貴重な遺産でありますから、これを失ってはならないというそういう主張（同上：188）」であると述べ「未来に向けて美しい自然や海岸を残そうという意味合いも兼ねている（同上：188）」としている。ここまでを見れば「環境保全」をその目的にしているとも捉えられるが、高崎（同上：188）はさらに以下の様に述べている。

入浜権という何かたいへん狭い人間の権利だけを振り回して主張している様でありますけれど、ほんとうに私たちが考えますことは、自然そのものの尊厳性であります。すべてのそこに住む生きものの命の尊さということであります。（中略）海が現在の様に一部の人たちだけのようなものになってここまで開発されてきていることに対して、一応は人権、人間の権利という形でこれを対置する、あるいはこのことをもって、ものを言うことのできない自然やすべての生きものにかわって発言する義務があるんじゃないかという考え方をもちしております。（同上：189）

このように入浜権は、「権利による環境保護の達成」だけでなく、海の所有のあり方、あるいは人間と自然の「所有関係」のあり方の根本的な見直しという意味を持っているのである。また高崎は、実際にこれらの理念が達成されていくためには法律面での諸制度の整備が重要であるとし、今後の議論の重要性を述べている。シンポジウムでは水辺が高崎に対して、入浜権は環境保全という観点から提唱されたのではないかと、であれば環境権的な構成を取っていくべきではないかと述べている。確かに、入浜権が誕生する背景には、企業による海の私有化とそれに伴う海の汚染があったが、入浜権という概念はそれらに対抗しようという意味だけでなく、原理的な部分で人と自然の「所有関係のあり方」を問い直す、という意味も含んでいる。

入浜権からどのような「人と自然の所有関係のあり方」を導けるか、という点に関しては「4.5. 入浜権が問うもの」の節で論じていくが、ここでは入浜権が「海はみんなもの」あるいは「海は生きものすべてのもの」と宣言することで、「私有化」を否定しているという点を強調したい。この私有化を否定する、という入浜権の性格はシンポジウムでも繰り返し触れられている。それはすなわち「入浜権は他人の私権を制限する」ということを意味しているが、これによって生じる問題についてもシンポジウムでは議論されている。議論では、入浜権と漁業権は互いに対立するのではないか、などの論点から入浜権によって生じる諸問題について検討されている。次節ではまず漁業権に関するシンポジウムでの議論を取り上げた上で、入浜権と漁業権の関係についての議論を詳しく整理しておきたい。

4.4.7. 入浜権と漁業権の関係

2章や3章でも漁業権とは何か、ということについて繰り返し触れてきたが、この節でももう一度漁業権について触れておきたい。江戸時代には各藩の藩主に貢租を納める事を前提に、「磯は地付き、沖は入会」として漁を行う権利が保障された。それによって沿岸の村々に磯を独占利用する権利が認められ各村は「一村専用漁場」を持つようになり、その中で慣習的に「海の入会」の権利が形成された。この各村の「海の入会」の権利は

明治時代の漁業法制定の際に「地先水面専用漁業権」として受け継がれた。つまり慣習的に行われてきた「村単位の海の支配」が漁業権として認められたのである。ただしその際には、権利内容が「漁場の総有的支配」から「入会漁業を営む権利」に変えられた。そして戦後の漁業法改正ではこの「入会漁業を営む権利」を「共同漁業権」として認めた。すなわち「地先水面専用漁業権」が「共同漁業権」に組み替えられたのである（熊本2010）。

要するに「漁業権」とは周辺の漁民によって共同で排他的に漁業を行う「入会権」であり、江戸時代からの入会慣習をその起源とする。そして海の埋め立てを行う際には「水面権者」の同意が必要であり、それはほとんどの場合が漁業権者である。シンポジウムでは漁業権者が漁業権消滅の「補償」を受け入れれば、海の埋め立てをすることが出来ることが問題提起され、議論がなされている。それらをここで一度整理しておきたい。

中尾は、例えば入浜権を根拠に漁業を行う場合、周辺の漁業権者と資源の奪い合いになるために、入浜権と漁業権は対立するのではないかと指摘している。これに対して篠塚は、そこでは「序列」の問題があると答えている。篠塚の回答は以下の通りである。すなわち入浜権は「海の良い環境を享受する権利」であるが、漁業権は「漁業によって生計を成り立たせる権利」である。この場合、仮に入浜権が優先されて、漁業権者が生活できなくなるようなことが起こっては問題である。そのため、当然漁業者が優先されることになるため入浜権と漁業権は対立しないだろう、というのが篠塚の主張である。

ここでは漁業権は入浜権に足して優越する、という点が述べられているが、漁業権が入浜権を排除するものではない、という点を強調しておきたい。「序列」の存在は考えられるが、入浜権＝市民と海の生活上の関わりの権利、が全て否定されるのは問題があるだろう。従って、ここでは入浜権によって漁業権者と市民が海という資源の「配分」が出来るようになると思うべきではないか。また、長浜判決では海の「自由使用」は国が認める範囲においてのみであって、「権利」はないものとされたが、入浜権は海の自由使用の「権

利」の源泉となりうるのではないだろうか。

また高崎（1978）は、「環境保全」という観点から見た場合、入浜権と漁業権は複合的に存在する権利で、陸の側から主体的に海や海浜に対する発言権を確立しようという点にも入浜権の意義がある、と述べている。この二つの権利はぶつかる場合もあるが「二つが相まって海を守るテコにならなければならない（高崎 1978）」のである。

漁業権とはすなわち「入会権」であるが、次節では抽象度を一つ上げ、入浜権と入会権の関係についての議論を整理し、その対比から入浜権という権利の性質について考えたい。

4.4.8. 入浜権と入会権の違い

本節では、シンポジウムでの議論を基にして、入浜権と入会権がそれぞれどの様に異なっているか、という点を整理する。小林は、入浜権と入会権の類似性を指摘しながらも、この二つの権利は全く異なるものであるとして以下の点にまとめている（：「近代的土地所有権・入浜権」199-201）。

1つにその「主体」が異なるという点である。「入浜権」は、地域住民、後背地住民、あるいはそれ以上の「不特定多数」をその主体とする。それに対して、「入会権」は権利の主体が限定されており、すなわち地域住民の一定の集団が主体として特定される。また、地域住民の中にも、入会権を持っている人／いない人、が分かれる。つまり入会権は権利の主体が極めて限定されるということである。2つにその「対象」が異なるという点である。「入浜権」は、散歩する、海を眺める、ということまで非常に幅広い部分まで含む。それに対して、「入会権」はその対象が限定されている。例えば共同漁業権であれば、海で「漁業を行うこと」のみが認められている。3つに「入浜権」には共同体的規制がないという点である。すなわち「入浜権」は「だれでも利用できる」ということをめざしている。それに対して、「入会権」は権利者相互間に共同体的な規制がある。共同体の規制のもとで利用する権利が入会権であり、それらは3章で見てきた様に、村による土地の「総有」などに象徴される。4つに公権か私権かという点において異なる。入会権は「私権」である。それに対して入浜権は公と私の両面をもっている上に、私権を制限する機能も持っている。

これらを踏まえた上で小林は、入浜権と入会権はその法的な論理構成を分けて考えなければならない、としている。入会権は私権であるが、入浜権は憲法 25 条の生存権から位置付けて行かなければならないと述べた。これに対して篠塚は、入会権も入浜権も「生存権」という部分で共通するのではないかと述べている。

この様に入浜権と入会権との間には大きな差異がある。そしてこの二つの権利を比較することは「所有関係」のあり方を考える上で、非常に重要である。それについては最終節で詳しく述べるが、ここでは「入会権」が対象を「特定の複数人によって共同に排他的に所有する権利」であるのに対して、「入浜権」が対象を「みんなで所有する権利」とあるという違いを強調しておきたい。

ここまでが入浜権の法的構成をめぐる議論の大枠である。この他にもシンポジウムではより細かい事例などを取り上げており、それらの議論をもう一度俎上に載せて深めて行くことは非常に有意義であろう。訴訟上において入浜権はその法的な根拠を欠くとされ、環境権共々今後の議論が求められる部分ではあるが、議論の核となる部分は既にこのシンポジウムの中で出揃っている様に思う。もう一度現代において「入浜権」を議論するためのたたき台として、本稿が少しでもそれらに貢献すれば幸いである。

4.5. 入浜権が問うもの

4.5.1. 漁業権補償の問題

「入浜権が問うもの」の1つに、漁業権の補償をめぐる問題がある。すなわち、海の埋め立ての際には漁業権補償だけがなされて、他の地域住民には一切の補償がなされない、という問題である。例えば米軍普天間飛行場の移設先とされる沖縄県名護市辺野古では、基地移設の同意に際して、漁業権者たちにはその補償として総額 36 億円が支払われた。一方で、約 1100 世帯 1900 人が暮らす辺野古集落の地域住民に対しては補償が一切なされていない。ここでは、漁業権者には約 2000 万の補償がなされた一方で、地域住民には 1 円の補償もなされない、という非対称な状況が生じているのである。これに対して地域の自治会は、2014 年 4 月に金銭補償などを国に要求した

が、「根拠法」がないという理由で門前払いされている。ここにはいくつかの議論されるべき論点がある。1つにそもそも「海は漁業権者のもの」なのだろうか。2つにこの様な「所有権がないのだから、補償しなくてもいい」という論理は成り立つのだろうか。これら漁業権補償をめぐる問題は上記の論点を含んでいる。

1つ目の「海は漁業権者のものか」という点に対しては、3章で繰り返し述べてきたように、違うということができる。漁業権者が持っている漁業権、すなわち「共同漁業権」はあくまで「海で入会漁業を営む権利」であって、「海を所有する権利」ではない。2章で見てきたように江戸時代においては「海の排他的な支配」が認められていたが、明治時代の漁業法改正以降、それらの慣習は「地先漁業権」として組み込まれ、「入会漁業を営む権利」とされた。つまり、漁業権者は海で漁業をする権利を持ってはいるが、あくまで海は「公有水面」であるため、海は「漁業権者のもの」ではないのである。ところが、「公有水面埋立法」では海の埋め立ての際には「水面権者」から同意を得なければならないとしており、この水面権者が事実上の漁業権者である、という状況になっている。つまり、この「水面権者」の中に「地域住民」は含まれていないために、埋め立ての際には漁業者の漁業権にのみ補償を行えばいいのである。しかし、漁業者には海に対する慣習上の権利＝漁業権が認められているにも関わらず、地域住民の海に対する慣習上の権利が認められないというのはおかしい。第3回入浜権シンポジウムで淡路剛久弁護士は「環境権の1つとして入浜権を確立するためには、入浜慣行の実態を明らかにし、それが現実に存在してきたことを証明しなければならない」と述べた（高崎 1978）。この淡路氏の発言を受けて「高砂入浜権運動を進める会」は百人証言を作成し、高砂における海の民俗風習を調査している。その中で高砂には「土用の丑の尻つけ」「しんがさんにち」「みこしあらい」などの民俗風習があることが判明。「これらの風習は高砂の海と密接に関わっており、高砂のみならず日本人にとって海浜というものが生産、休息、保養の場であると同時に神と交わる神聖な場所であるということが、入浜権運動の中で発見された（高崎

1978)」。

つまり古来より海と日本人は深く結びついており、そこには民俗学的な繋がりがあった。特に沿岸で暮らす人々にとっては海と生活との結びつきは必ず存在しており、高砂における民俗風習はその一端でしかないものであり、このことから沿岸の地域住民と海は生活上深く結びついているということが分かる。であれば漁業ができなくなることに對する補償と同じように、沿岸の地域住民に対しても「海との結びつき」あるいは「生活文化」が失われてしまうことへの補償がなされるべきであろう。

高崎（1978）は、これらの補償の際には、経済的な利用の侵害以外の損失も含むべきである、と述べている。すなわち、漁業権が補償されるのは、それによって生じる経済的な損失に基づいているが、ここでは海を埋め立てるということによって失われる教育的な価値や文化的な価値、精神的な価値や民俗学的な価値が考慮されていない、と主張している。これらの価値は金銭に換算することはできないかもしれないが、確かにそこに価値が存在していることは間違いない。つまり戦後「海」という空間が失われていくことによって初めて、社会は「海」という空間に経済的価値だけでなく、教育的、文化的、民俗的、精神的価値を発見したのであり、その第一発見者は、それらの価値を「当たり前」のように享受してきた市民たちであった。これらを補償しなくていい、ということにはならないだろう。

2つ目に「所有権がないのだから、補償をしなくてもいい」という論理が成り立つのか、という論点がある。これは先に述べた経済的な価値「以外の価値」が失われてしまうことに対して具体的にどのような形で補償の論理を組み立てることができるか、という論点でもあると言える。辺野古基地移設の際に、地域住民に足して補償がなされなかった理由に「根拠法」がないということがあった。すなわち経済的な価値「以外の価値」を主張する際の「根拠法」をどのように組み立てていくべきかという問題がここにはある。これに対して「入浜権」はこのような「根拠法がない人たち」に積極的に権利を付与していこうという所にその社会的意義があるのではないだろうか。「入

浜権」がこれまで権利がないという理由で、補償がなされてこなかった人々の全ての「根拠法」となり、すなわち「海と生活の結びつき」に対して権利を与えるものとなるのである。漁業権もそもそもは慣習から権利化した権利であることを考えれば、民俗的な慣習を権利化することも当然あっていいはずである。またそれに従えば、入浜権だけでなく、入山権、入川権、入湖権も権利化することができると考えられる。このように、「人と自然の結びつき」あるいは「生活文化」に積極的に権利を与えていくことで、それらの「所有権がない」という問題を打破できるというのが入浜権から導かれる解決策ではないだろうか。

4.5.2. 私的所有と公的所有の問題

近代という時代は、国による「公的所有」と、個人による「私的所有」の2つによって、所有のあり方が二元化された時代であった。それは1章や2章で述べてきた通りであるが、しかしこれらの「所有形態」にはそれぞれに問題を抱えている。

まず「公的所有」の問題について考えてみたい。長浜判決は、海を「国が管理する自然公物」として位置づけて、住民が海を使用する権利は「国が許しているから」だと判示した。すなわち、個人の海に対する自由使用の「権利」は否定され、あくまで国が許す範囲の中での自由使用が「認められている」としたのである。この市民の「海への権利の不在」あるいは、「自然への権利の不在」のために、「みんなのもの」であった自然が、戦後の国の開発主義によって奪われてしまった。これらは近代において、山野河海が国によって「公的所有」されたことによって生じた問題と言えるであろう。

これに対して「入浜権」などをはじめとする、市民の自然に対する権利が主張されるようになったが、これらの市民たちの「権利」は判例上未だ認められていない。しかし一連の入浜権運動の中で、海の〈国→国民〉から〈国民→国〉への所有図式の転換が行われたことは、従来の所有のあり方への問題提起であったと考えられる。「海は国民の公共財産であり、その所有の主体は市民である」という論理を成立させるためには、長浜判決のような国の「公的所有の論理」は見直されな

ければならない。

次に「私的所有」の問題について考えてみたい。例えば「入会地」をその権利処分の際に、開発業者などの手に渡してしまい、それによって環境が破壊されるような場合、入会権者内でなされる売却の「合意」は入会権者外に影響を及ぼす。この場合〈公共性〉の観点から見てこの「合意」は正当なのかというコモンズ論的問題がある。しかし同時に、ここでは「私的所有」による問題も生じている。すなわち、入会地を買い取った側にとって、その入会地は「私有地」となるが、この「私有地」の中では所有者は何をしてもいいのか、という問題である。例えば戦後日本では、漁業権者から海を「買い取った」企業が、そこから海に廃液を流して、公害を引き起こしてきた。これらの公害は「企業は埋立地に所有権を持っているのだから、その中では何をしてもいいはずだ」という論理によって引き起こされており、すなわち私的所有権の絶対性を根拠としている。確かに日本の民法では所有権は「対象物を自由に使用し、収益を得て、処分する権利」とされ、所有権の絶対性、排他性が定められている。しかし、日本国憲法29条では財産権は「公共の福祉」による制限を受けるとしており、決して所有権の範囲内では何をしてもいいという論理が成り立つわけではない。私的所有権は少なくとも「環境保全」という観点から規制を受けるべきであり、日本政府も1970年代以降、法的な規制を強める形でこれに対応してきた。その中で「汚染者負担の原則の確立」「総量規制への移行」「補償制度の確立」「環境アセスメント法制定」などが成立することによって、日本国内における公害問題は大きく改善されることとなった。

しかし一方で、公害に対して厳しい法的な規制がなされたことによって国内の公害問題は改善された反面、企業は海外に公害を「輸出」という事態が生じている。例えば、川崎製鉄がフィリピンのミンダナオ島に進出し、現地で公害問題を引き起こした例や、丸藤、伊藤忠、住友商事が間接的にフィリピンのレイテ島で公害を引き起こした例、などが報告されている（飯島1993）。ここには日本国内での環境規制基準に対して、フィリピン国内の環境規制基準の方が緩やかであるた

め、このような規制基準の格差を狙って、企業が公害を「外部化」したという構造がある。日本国内では法的に規制されるような事業も、フィリピン国内の環境規制基準の中では可能となってしまう。そのため企業はこのような環境基準のダブルスタンダードをつき、できるだけその「私的所有権」を最大限活用しようとする。ここには「法的基準さえ満たしてしまえばその範囲の中でなら何をしてもいい」という論理が存在するのである。

これは3章で取り上げた「市場のメカニズム」が関係している。すなわち、企業はできるだけ商品の値段を下げ、市場競争に勝てるようにしなければならない。そのためには商品生産の過程で生じるコストをできるだけ引き下げる必要がある。そのためには、企業は商品生産によって生じるコストを社会に負わせる、すなわち「外部化」してしまうことが最も効率的である。しかしこのような「外部化」は国によって法的に規制される。であれば、このような規制がなるべく少ない国で商品生産を行えばいい、ということになる。これによって公害の国外輸出が行われるのである。要するに、企業は「市場メカニズム」のために、常に法的規制のギリギリをいこうとする、という構造的な特性があるのであり、これは資本主義社会における構造的な問題でもある。

このような「法的な規制さえ守れば、所有権に基づいて何をしてもいい」という論理は、私的所有の原則であると同時に問題でもある。しかし、この論理に対して「倫理的に問題がある」とどれだけ主張したところで、彼らは法的には問題がないのであって、従って罰則を受けるわけではない。罰則の規定がないのであれば、仮にその行為が法的にグレーゾーンであると認識していたとしても、「市場メカニズム」が優越し、先の論理に基づいて企業は行動するのである。このような「法的な規制さえ守れば、所有権に基づいて何をしてもいい」という論理は、法的な規制をグローバルレベルで統一しなければ解決には至らないであろう。しかし、企業を誘致したい国はこれらの基準を当然引き下げようとするため、基準引き下げの競争が起こることも予想される。そのため、現実的に考えて法的規制基準のグローバルレベルの統一はほぼ不可能であると言えるだろう。

これに対して本稿では、「所有制度のあり方」を根本的に制度設計から見直すことによってこれらの問題を解決しようとする。それは「人と自然の所有関係」の根本的な転換であり、社会に「新しい所有のあり方」を創出することで、〈私／公〉による所有二元化によって生じている「近代的な」問題を解決しよう、とするものである。

A. ギデンズは、現代社会の特徴を「再帰的近代」という言葉を使って捉えようとした。「近代化によって達成された多くの社会システム状態が、多くの問題を生んでいることが分かり、これを反省し見直して行くことがこれからの近代化＝再帰的近代化である（現代社会学辞典：302）」とし、ギデンズは近代の次の段階を「再帰的近代」と名付けた。この枠組みに従えば、所有制度が〈公〉と〈私〉に二元化されるというのも「近代」の特徴であると言う事ができるであろう。この近代化によって成立した所有形態を見直し、入浜権という概念から新しい所有制度のあり方を考えていきたい。

4.5.3. 新しい所有のあり方

本節では、人と自然の新しい所有関係のあり方について述べていく。前節では近代における所有形態は「私的所有」と「公的所有」に二元化されており、それぞれに問題点があるという点について述べてきた。これらの問題点を解決する、近代的な所有のあり方に代わる新しい所有のあり方を、「入浜権」から導き出そうというのが本節の試みである。

入浜権という概念から、社会にどのような理想の所有制度を導けるであろうか。一言で言えば、入浜権は社会に「オープンアクセス」を作り出そうとしているのである。ただし、この「オープンアクセス」は「誰のものでもない＝オープンアクセス」ではなく、「誰のものでもある＝オープンアクセス」であるという点に特徴がある。

先行研究の「所有制度の類型」では、「オープンアクセス＝非所有制度」とされており、そこでは誰のものでもない事によって可能となるオープンアクセスが想定されていた。しかしこの「誰のものでもない＝オープンアクセス」は自然状態では社会的に成立しにくい。それは1章で取り上げた様に、日本の古代において「公私共利」の場と

しての「公地」「民要地」が墾田永年私財法を契機として囲い込まれて、開発の波に攫われ、崩壊していった事にも現されているだろう。同様に、現代の資本主義社会においても自然とはすなわち「資源」であって、利益の源泉となる。よって無規制状態ではこれらの自然＝資源は奪い合いとなり、そこに「非所有＝オープンアクセス」は成り立たないのである。つまり、誰でも自然を利用することができる状態を作り出すためには、そこに一定の規制が必要なのであって、それは非所有制度の元では成立しないのである。

それに対して、「入浜権」から導かれるオープンアクセスとは「誰のものでもある＝オープンアクセス」である。この状態の元では、すべての成員に対して自然への「権利」が与えられており、すなわちすべての人によって自然が「総有」されている。従って、オープンアクセスという点では共通していると言えるが、そこで想定される所有のあり方は完全に異なっていると言えるだろう。非所有制度の下では自然は囲い込まれて、私的所有のもとに組み込まれてしまうが、この「総有制度」の下では自然とは「みんなのもの」であり、みんなに権利が与えられているため、このような囲い込みは成立しない。なぜならば、誰かが「この自然は自分のものだ」と主張した時には、権利を武器にしてこれに対抗することが出来るからである。このような「総有」は近世においても「村落共同体」ごとに行われていたが、入浜権から導かれる「総有」とはすなわち「国民全員」あるいは「人類全体」をその主体とするという点で大きな違いがある。

そして、このような「総有制に基づくオープンアクセス」を成り立たせるために重要なのが、「所有の重層性」である。2章でも見てきたように、本来社会においては一つの空間に対して、多様な主体がその所有者として働きかけるということが行われてきた。例えば近世において「耕地」とは「村のもの」であると同時に、「村民のもの」でもあった様に、共同体的所有と私的所有が同時に成立していたのである。このような「所有の重層性」は近代化のプロセスで私的所有／公的所有の二元化が行われる事によって消滅し、現在においては「入会権」の中にかつての「所有の重層

性」の一端を垣間見ることが出来るのみである。しかしこのような「一つの空間に一つの所有者」という原則は極めて近代的な所有の特質であると言え、それは絶対的、普遍的なものではない。従って近代以降の所有制度を再設計するにあたっては、もっと所有形態を二重、三重に考えるような社会制度設計があってもいいのである。本来、所有権が重なってはいけないというルールは存在しないのであって、現に北欧では「万民権」によって「一つの土地に、土地所有権とは別の権利が存在するという自然資源の重層的な利用制度」が存在している。要するに、時代ごとにその所有のシステムは様々なのであって、近代における私有と公有の二元化という状況は、歴史的な〈所有システム〉の変遷の一時点に過ぎないのである。「所有権の内容は、それが実現する歴史的諸条件に制約されるものであって」という彌永の言葉にもある様に、再帰的近代における所有制度は「近代」による思考の「外側」にあるはずである。であれば、中世や近世に見られた「所有の重層性」を現代において再び意図的に導入し、近代のそれとは違った「所有のあり方」を構築することが、現代において求められるのではないだろうか。

同時に、近代における所有制度は〈横〉に広がっていくという特徴がある。例えば、「著作権」はさらに「複製権」「口述権」「譲渡権」「貸与権」「展示権」「翻訳権」などに区切ることができ、権利の内容がより細分化されている。このように「区切っていく」様な所有制度の広がりを〈横軸の所有制度〉の広がりだとすれば、所有権を「重ねていく」様な所有制度の広がりは〈縦軸の所有制度〉の広がりとする事が出来るのではないか。そして今必要なのは〈縦軸の所有制度〉の設計であり、これを用いて、「誰のものでもある＝オープンアクセス」を実現することが出来るのではないか、というのが本節における私の主張の一つである。

これに対して結論から言えば、「自然はすべての人によって所有されている」という〈総所有〉の上に、個人の〈私的所有〉がある、という「所有の二重性」を社会に構築するべきだ、というのが私の主張である。つまり、個人の私的所有権は、あくまで「自然は〈すべての人〉のものであ

る」、という前提の「上」に成り立つという事にするのである。それによって前節で述べた私的所有の問題点、すなわち「法的な規制さえ守れば、所有権に基づいて何をしてもいい」という論理は成り立たなくなる。すべての人が「潜在的な所有者」である以上、個人は好き勝手に自然を伐採したり、あるいは環境を汚染したり、ということはいできない。それは権利の侵害であり、自然はみんなのものであるという前提を踏みにじる行為となる。かつて近世において土地が村落共同体による「共同体規制」を受けた様に、「自然はすべての人のものである」という〈総所有〉が成り立てば、個人の〈私的所有〉は国民、あるいは人類による「共同体規制」を受ける事になる。従来の環境社会学では「コモンズ」内で働く「共同体規制」を環境保全の観点から評価してきたが、この所有の二重性が成り立てば、この共同体規制を国民、あるいは人類のレベルで働かせることが可能になるのである。

この考え方は「コモンズ論」の新しい視角にもなりうる。ローカルコモンズレベルでは、「排他性の問題」と「公共性の問題」の二つが生じるという点を2節で述べた。すなわち、コモンズ化する事によって起こる資源の囲い込みの問題と、コモンズ「内」の権利処分の決定の際に生じるコモンズ「外」への被害の問題である。しかしこれらの問題は、すべての人による〈総所有〉の下では起こらない。逆にすべての人へのオープンアクセスを可能にし、またコモンズ処分の際のコモンズ「外」の合意の正当性の根拠となるため、むしろ

これらの問題を解決するものである。

同時に、「入浜権」は「みんなのもの」「人類による総有」という考え方を海に当てはめようとしたに過ぎない。もっと山や、河、湖、林、沼、野原などあらゆる自然環境に「人類による総所有」の前提を組み込むことが可能であり、そのための萌芽が海で「入浜権」という形で誕生したという事なのではないだろうか。

参考文献

- 飯島伸子編, 1993, 『環境社会学』有斐閣ブックス。
 大澤真幸, 吉見俊哉, 鷺田清一, 見田宗介(編), 2012 「現代社会学事典」弘文堂。
 熊本一規, 2010, 『海は誰のものか：埋立・ダム・原発と漁業権』日本評論社。
 後藤安子, 1987, 「入浜権の生成に関する一考察」『法社会学』39: 117-120, 215。
 高崎裕士, 1978, 『高砂 その渚と入浜権の歴史』高砂入浜権運動をすすめる会。
 日本土地法学会, 1976, 『近代的土地所有権・入浜権』有斐閣。
 真鍋政雄, 1982, 「『入浜権』概念についての一試行：長浜町『入浜権』訴訟事件の検討を中心として」『法政論叢』18: 84-96。
 嶋田大作・斎藤暖生・三俣学, 「スウェーデン・ノルウェー・フィンランドにおける万人権の制度比較－重層的な自然資源利用のあり方をめぐって－」(<http://www.jfes.org/kenkyukai/abstract/2008a/16C01.pdf>)。
 高崎祐士, 「入浜権運動(公式)サイト」(<http://eternal-life.la.coocan.jp/irihamakanundou.htm#top>)。